

農林水産政策研究所レビュー

Primaff Review

● 巻頭言

年頭所感

農業・農村の持続的発展のために
— 求められる政策研究の充実 —

● 研究成果

水田作地域における集落営農組織等の動向に関する分析
農業分野における障害者就労と農村活性化に関する研究
韓国のFTA, EPAの状況と農政

No.39

平成23年 1月

農林水産政策研究所

Primaff Review No.39

農林水産政策研究所レビュー

CONTENTS

-
- | | | |
|---|-----|---|
| 4 | 巻頭言 | 年頭所感
農業・農村の持続的発展のために
— 求められる政策研究の充実 —
農林水産政策研究所長 長 清 |
|---|-----|---|
-
- | | | |
|---|------|---|
| 6 | 研究成果 | 水田作地域における集落営農組織等の動向に関する分析
経営安定プロジェクト研究 集落営農研究チーム |
| | 研究成果 | 農業分野における障害者就労と農村活性化に関する研究
農村活性化プロジェクト研究 農福連携研究チーム |
| | 研究成果 | 韓国のFTA, EPAの状況と農政
国際領域上席主任研究官 會田 陽久
主任研究官 樋口 倫生 |
-
- | | | |
|----|-----------|--|
| 12 | 定例研究会報告要旨 | |
|----|-----------|--|
-
- | | | |
|----|-------------|---|
| 18 | 講演会概要
報告 | 温故知新 — 消えた「食」からの再考とヒント —
客員研究員（東京農業大学名誉教授） 小泉 武夫 |
|----|-------------|---|
-
- | | | |
|----|-----|----------------------------|
| 20 | コラム | ドングリとセレブタ
国際領域研究員 松田 裕子 |
|----|-----|----------------------------|
-
- | | | |
|----|--|----------------------|
| 21 | ブックレビュー『ヨーロッパの町と村 そのデザイン、アメニティ、プランニング』 | 農業・農村領域上席主任研究官 中山 雅章 |
|----|--|----------------------|
-
- | | | |
|----|-----------------------------------|--|
| 22 | 研究活動一覧 | |
| 24 | 農林水産政策研究に関連する学会等の紹介（2011年1月～3月開催） | |
| 24 | 最近の刊行物 | |
-



農業・農村の持続的発展のために — 求められる政策研究の充実 —

農林水産政策研究所長 長 清

新年おめでとうございます。

昨年は新たな基本計画が策定され、戸別所得補償制度をはじめとした農政の大転換が進められています。また11月にはTPPを含むEPAの基本方針がまとめられ、農業改革に関する基本方針を本年6月をメドに策定することとされました。今後さまざまな観点から施策の見直し・検討がなされる中で、当研究所としても客観的分析・検証に基づく課題の抽出や将来の政策の選択肢を提示するなど、その役割が一層重要になっています。このため本年も行政部局との連携はもとより、国内外の研究機関ともさらに協力関係を深め、政策研究の充実を図りたいと考えています。年頭に当たり、基本計画に示された今後の施策の柱に即し、関連する研究成果の一端や、今後の課題を紹介します。

《今後の農政の基本的な柱》

経済成長が鈍化し輸出の伸びにも限界があるなかで、我が国が持続的に発展していくためには、環境、医療・介護、観光等新たな内需創出が必要であり、この関係で農業・農村の役割発揮が求められています。特に、地方経済が疲弊している状況を考えれば、農業・農村の活性化を図ることが農政の重要課題です。また、人口減・高齢化社会にあって、雇用、食や住のありかたが大きく変わりつつあります。当所の研究では、2025年の食料消費支出は現在とほぼ同じ72兆円と見通され、生鮮食品から調理加工食品へのシフトや、高齢者や単身世帯のウエイトの高まりを見通しています。デフレ経済の下、農産物価格の上昇が見込めない中において、農業生産や食品産業が環境に配慮しつつこのような変化に対応しながら、付加価値を高めていく事が重要です。さらに、世界の栄養不足人口の増加や中長期の世界の食料需給予測、あるいは各種の資源の制約を考えれば、我が国の農地

や担い手を守り育て、食料自給率を高めるための施策が必要です。

このような経済社会の変化に対応して、農業・農村の持続的発展を図るため、新たな基本計画においては①施策の抜本的転換により食料自給率を引き上げること、②小規模農家も含め、意欲有るすべての農家が安心して農業を継続できる環境を整備すること（戸別所得補償制度の導入）、③食品の生産・加工・流通の各段階における安全管理機能を向上させること、④新たな付加価値を地域内で創出し、雇用と所得を確保すること（6次産業化）の4つの柱が基本的な施策となっています。

《戸別所得補償制度》

本制度は、水田農業の経営を安定させ自給率向上に取り組める環境を作っていくことを目的とし、すべての販売農家を対象にした全国一律の単価設定による分かり易い制度設計や、米の需給調整と関係なく麦、大豆の生産振興を支援する等、これまでの政策が大きく変わり、経営の自由度が高まりました。これに対し、「小規模農家へのばらまきであり規模拡大が進まない、麦・大豆の集団栽培を崩壊させる、…」等懸念の声があります。しかし、当所がこれまで現地調査で把握した限りでは、この制度は大規模農家にとって将来の収入が見通せるということでメリットとして受け止められており、農地価格の上昇もなく規模拡大の阻害要因とはなっていないこと、麦大豆生産で一部飼料米・加工用米へのシフトが見られたものの、懸念する事態ではないこと等が明らかになってきています。また、品目横断的経営安定対策の導入時に全国で多数集落営農が設立されましたが、今回の制度の導入によって、例えば、一部の地域で大規模な認定農業者が脱退し解散するケースが

巻頭言

みられるものの、米を中心にした新たな集落営農が立ち上げられたり、麦、大豆のみの集落営農が米を経営に取り込む動きが出てきたりと、様々な動きが生じつつあります。本制度が地域農業、農村に与える効果・影響について、さらに分析・検証を進めるため、新年度から戸別所得補償制度プロジェクト研究を本格的に立ち上げることを目指します。

《食の安全、安心の確保》

BSEや事故米の問題をととして、食の安全と消費者の信頼確保がいかに重要であるかがあらためて認識されました。このため、GAP、HACCP、トレーサビリティの拡大、加工食品の原料原産地表示の義務づけ拡大が進められます。また、米トレサ法が昨年10月から一部施行され、流通段階での出・入荷記録が義務づけされており、この7月からは消費者への産地情報伝達もスタートします。

これらにより安全で安心な食料が提供されることは、生産者にとってもプラスになっています。例えば、当所が行った「生き物マーク農産物」に関する調査では、米について全国で39事例が確認されており、その中で、兵庫県豊岡市の「コウノトリ育むお米」では5kg当たり1000～2000円程度一般の米より高く評価されるなど、環境に配慮した取組が収入増につながっている事例も見られます。エコ社会にふさわしい農業への転換に向けて、環境と経済の関係についてさらに研究を深めます。

また、最近、高齢者を中心とした世帯における食料品へのアクセスの問題、いわゆるフードデザート問題が深刻化していますが、当所の研究会においても、これまで先駆的な研究者の方々から、日英におけるフードデザート問題の発生要因と課題、モータリゼーションの影響、高齢者の栄養問題、まちづくりとの関係に関する知見を伺い、アクセス改善のための食料品提供のありかたについて議論してきました。まもなくとりまとめるアクセス状況に関する現状分析や住民の意向の分析を行いながら、解決方策についてさらに議論を深めていきます。

《農業・農村の6次産業化》

生産・加工・流通の一体化による付加価値の拡大や、農業と2次・3次産業との融合による地域ビジネスの

展開、新たな産業の創出により雇用の確保と所得の向上を図り、地域の活性化を図ることが必要です。例えば、農商工連携によるさまざまな取組が各地に見られますし、当所の農村活性化プロジェクト研究のなかでは農業と福祉の連携による地域活性化の事例を把握しています。この中では、社会福祉法人が障害者就労の一環として農業に参加することによって、障害者の身体、精神にいい影響があるだけでなく、受け入れ側の農業経営にとって、さらには地域にとってもプラスになっている事例があります。もちろんこの背景には関係者の方々の長年の努力があるわけですが、行政を含めた関係者間の連携、情報の共有などが重要です。引き続き、さまざまな取組の分析をととして、地域活性化のための課題を明らかにしていきます。

《国際化への対応》

昨年のEPA基本方針において、主要貿易国間で高いレベルのEPA（経済連携協定）、FTA（自由貿易協定）網が拡大する中、我が国経済にとってアジア諸国や新興国、欧米諸国などとの経済関係を深化させることが重要との基本認識が示され、各種EPA交渉の加速化や、特にTPP（環太平洋戦略的経済連携協定）については情報収集を進めながら関係国との協議を開始するとの方針が決定されました。高いレベルの経済連携協定の推進と我が国の食料自給率向上や国内農業・農村の振興の両立はきわめて重要です。今後諸施策の見直し・検討がなされる中で、当所としても関連する研究の充実や、また国際面では、これまで行ってきたアジア太平洋諸国の貿易構造の分析や同地域のFTAにおけるセンシティブ品目の分析など、引き続きアジア各国の農業・農政研究の充実を図ります。

以上、基本計画に即し研究成果の一端をご紹介しましたが、研究を進める上での基本スタンスとして、政策との関係、「だから何なんだ？」という問題意識を常にもって進めたいと思います。また、社会的発信の強化という観点から、研究成果については行政部局だけでなく、広く一般の方々にも我が国の食料・農業の問題を知っていただけるよう、広報機能の充実を図りたいと思います。本年も、皆様方のご理解とご支援を頂けますよう、よろしくお願い申し上げます。

水田作地域における集落営農組織等の動向に関する分析

経営安定プロジェクト研究
集落営農研究チーム

1. はじめに

農林水産政策研究所では、各地域で相次いで設立されている集落営農組織の経営状況等を継続的に把握し、地域農業への影響を検証するための研究プロジェクトを平成19年度から3年間実施してきました。

平成21年度においては、近年立ち上げられた組織を中心とする76の集落営農組織を対象に、組織活動の進展状況、組織立ち上げによる地域への影響等に重点を置いた分析を、これまでの2年間に引き続き実施しました。本稿では、その結果の概要を紹介します。

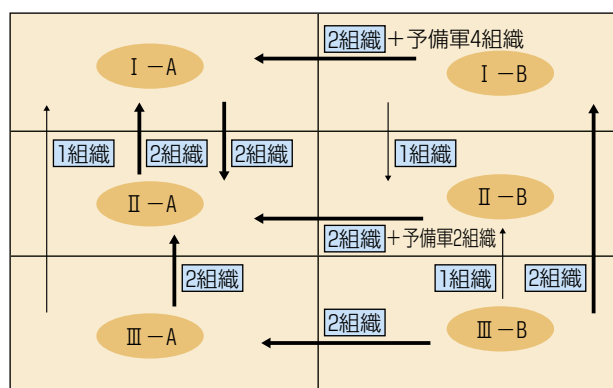
2. 集落営農組織の動向と地域への影響

(1) 集落営農組織の類型化と性格の変化

集落営農組織における経営の安定化・発展の方向性は、組織の性格によって異なると考えられることから、組織の運営目的および営農を担う者（組織の基幹的作業で中心的な役割を果たす者）の違いによって集落営農組織の類型化を図り（第1表）、類型別の分析を行いました。

第1表 組織の運営目的、組織の営農を担う者の違いによる類型区分

		組織の営農を担う者	
		オペレータ主体 (A)	全戸共同 (B)
組織運営の目的	生産性向上等による所得の増加（Ⅰ）	Ⅰ－A	Ⅰ－B
	農地の維持・保全（Ⅱ）	Ⅱ－A	Ⅱ－B
	目指す方向を決めかねているもの（Ⅲ）	Ⅲ－A	Ⅲ－B



第1図 調査実施期間中における組織の運営目的、組織を担う者の変化

注. 自己申告された組織の設立目的・調査開始時点での組織を担う者の状況と、当所で、現行の組織の運営状況についてのヒアリング結果から判断した現在の組織の運営目的や組織を担う者の状況とを比較することで作成。

集落営農組織の設立から数年を経て、組織の運営目的等に変化が見られることから、平成20年度の調査結果（組織を設立した時の運営目的等）によって分類した類型が、平成21年度に変化している組織が見られます。この類型間の移動状況に関しては、全体的な傾向として、組織の営農を担う者の面からはオペレータが営農の主体となり、組織運営の目的の面からは「生産性向上等による所得の増加」もしくは「農地の維持・保全」を目的とする組織のどちらかに収束していく流れがうかがえます（第1図）。その中で、これまで集落営農組織の最終形態の一つと言われてきた北陸等に多い全戸共同型の集落営農組織の中に、高齢化の進展や後継者の不足から、オペレータが営農の主体となる組織に移行するものが出てきている点が注目されます。

注 (1) 3年間に組織活動が進展した組織とは、19～21年の3年間に①機械の共同利用等の増加、②50歳未満のオペレータの確保・増加、③農地・農作業の引き受け等の増加、④複合部門・多角部門の導入・拡大、⑤組織設立後の法人化のいずれかの点で進展があった組織と定義した。

(2) 集落営農組織の設立で地域への効果があった組織とは、19～21年の3年間に①集落内の意思の疎通がよくなり一体感が増した、②調整水田、不作付地の減少等作物の作付面積が増加、③団地化や交換耕作の進展等農地の効率的利用の進展、④若いオペレー

(2) 集落営農組織における組織活動の状況と地域への効果

次に、調査対象組織について、「3年間に組織活動が進展した組織⁽¹⁾」と「集落営農組織の設立で地域への効果があった組織⁽²⁾」をそれぞれ定義し、調査開始時の状態別、前述の組織類型別に両者の割合を比較しました（第2表）。その結果、既に集落営農組織としての活動実績があった組織で最も高いものの、近年新たに設立された組織でも、組織活動が進展した組織が9割弱あり、地域への効果があっ

たとする組織も7～8割存在しています。また、組織の運営目的が定まっている組織（Ⅰ類型、Ⅱ類型）では、組織活動が進展した組織、地域への効果があった組織の割合が共に高いことがわかりました。他方で、設立後3年が経っても、依然として運営目的が定まっていない組織（Ⅲ類型）では、地域への効果が見られる組織の割合が低く、そのうちの全戸型（Ⅲ－B）では、組織活動も停滞している実態にあります。

第2表 調査開始時点の状態別、類型別に見た組織活動の状況と地域に効果を与えた組織の割合

(単位：組織，%)

		計	3年間に組織活動の進展あり		計	組織設立で地域への効果あり	
			比率			比率	
合 計		66	59	89.4	76	59	77.6
調査開始時点 の状態別	近年新たに設立（前身組織なし）	15	13	86.7	15	10	66.7
	近年新たに設立（前身組織あり）	28	24	85.7	33	26	78.8
	既に集落営農組織として活動	23	22	95.7	28	23	82.1
組織類型別	Ⅰ－A	10	7	70.0	13	12	92.3
	Ⅰ－B	7	7	100.0	8	8	100.0
	Ⅱ－A	21	21	100.0	21	18	85.7
	Ⅱ－B	15	14	93.3	18	14	77.8
	Ⅲ－A	8	8	100.0	10	5	50.0
	Ⅲ－B	5	2	40.0	6	2	33.3

資料：農林水産政策研究所調べ。

注：3年間の組織活動の進展については、平成19年度から3年間継続調査を行った66組織を対象に集計したものである。

3. 集落営農組織の現状と課題

本研究ではこの他にも、集落営農組織の農地の利用集積、機械の共同利用、複合部門・多角部門の導入、法人化の進展等多角的な分析を行っています。これらの分析結果から、組織の運営目的が定まった集落営農組織では、総じて機械の共同利用、農地の利用集積、複合部門・多角部門の導入等に積極的に取り組んでおり、自ら法人化の必要性を感じて法人化計画を前倒しするなどして法人化した組織も出てきています。一方、運営目的が定まっていない組織の中には、組織活動が停滞し、地域への効果も見られず、組織再編を視野に入れる必要があるところも出てきており、こうした集落営農組織においては組

織再編のあり方を検討していくことが必要になってきています。

また、今後、将来の地域農業の担い手を確保していくという観点からは、集落営農組織が地域内でどのように展開し、組織に加入していない農家とどのような関係を作っていくのか、その動向を明らかにしていくことが重要と考えられます。その際には、前述した集落営農組織の類型間の移動について、今回、把握された動きを踏まえた仮説を立てた上で、それを検証していくことも有効と考えられます。

さらに、将来的に、集落営農組織にも個別大規模農家にもカバーされる見込みのない地域の農業をどう維持していくかについても検討していく必要があります。

タの就農等若い農業者が増加、⑤高齢者や女性の働き場所の創出等活気が出た、⑥直売や加工の取り組みが増える等地域雇用が増加のいずれかの点で進展があった組織と定義した（全調査対象組織76の代表者による自己評価）。

●本研究の詳しい結果は、農林水産政策研究所のホームページでご紹介しています。

<http://www.maff.go.jp/primaff/kenkyu/syuraku/2010/bunseki.html>

農業分野における障害者就労と 農村活性化に関する研究 ー福祉施設の取組に着目してー

農村活性化プロジェクト研究
農福連携研究チーム

1. はじめに

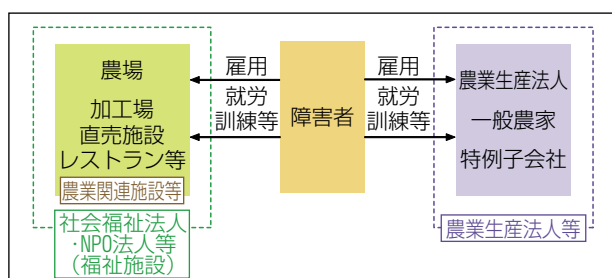
農林水産政策研究所では、平成21年度から「効果的な農村活性化に向けた多様な主体との連携モデルの構築に関する研究」を実施しています。

その一環として、農業者と障害者福祉にたずさわる社会福祉法人、NPO法人等が連携した取組が、地域の就労や農業生産に及ぼす影響に関する調査研究を行ってきました。今回の報告では、その研究成果の一部をご紹介します。

2. 農業分野における障害者就労

本研究では、知的障害者と精神障害者を中心に、様々な障害者の取組を対象として調査を実施しています。研究を開始するにあたっては、農業分野での障害者就労の取組について、先行研究やインターネット検索等によって、事例を収集しました。

収集した事例を整理すると、第1図に示すように、障害者は、一般農家や農業生産法人等、特例子会社、もしくは福祉施設で、農業生産に関わる仕事をしていたり、就労訓練等で農作業を行ったりしているこ



第1図 農業分野における障害者就労

とが分かります。

これらのなかでも、福祉施設の取組に着目すると、そこでは、野菜や花卉、米、果樹、養鶏、畜産等、様々な品目が生産されています。

また、複数の品目を生産する施設や、農産物の直売や加工等も手がけて、多角的に取組を展開する施設も多く見られます。なかには、福祉施設が農業生産法人等を設立して、農業に本格的に取り組む事例もあります。

3. 農業分野に取り組む福祉施設の増加

近年、社会福祉法人やNPO法人等の農業分野へ

第1表 障害者が就労する福祉施設における農業の位置づけ（道、県別）

	障害者が就労 する福祉施設数	施設割合（％）						
		合計	農業ないし農業関連の作業を実施					その他
			農業を実施			農業関連事業のみ実施		
				農業関連事業を合わせて実施			食品加工	
北海道	330	100	52.4	17.9	7.3	34.5	24.2	47.6
町村部	78	100	75.6	33.3	17.9	42.3	29.5	24.4
青森県	65	100		36.9				
茨城県	83	100	48.2	25.3	8.4	22.9	19.3	51.8
山梨県	66	100	63.6	33.3	18.2	30.3	28.8	36.4
奈良県	58	100	69.0	25.9	8.6	43.1	20.7	31.0
島根県	51	100	78.4	41.2	39.2	37.3	35.3	21.6
山口県	105	100	41.0	24.8	2.9	16.2	15.2	59.0
高知県	76	100	69.7	25.0	3.9	44.7	31.6	30.3
宮崎県	76	100		28.9				

資料：各道県の障害者工賃実態調査等（公表データ）から作成、それぞれ北海道、茨城県、奈良県、高知県は平成20年度調査、青森県、山梨県、宮崎県は平成19年度調査、島根県、山口県は平成18年度調査。認可されていない作業所（いわゆる小規模作業所等）は含まない。

注：農業関連事業には、食品加工のほか農産物・同加工品販売、飲食店での作業、農産物包装等の農業関連請負作業を含む。宮崎県の農業は自主生産にかかる作業のみ（他は福祉施設外での農作業請負等を含む）。

の進出等によって、農業分野における障害者就労は、拡大する傾向にあると見られます。

全国社会就労センター協議会のデータベースによると、障害者が行う作業品目に「農耕」をあげる施設・事業所は、平成19年では671施設、平成22年では711施設（全体の約2割）と増加しています。

また、障害者就労の作業内容を公表している道県のデータによると、第1表に示すとおり、農業分野に取り組む福祉施設が、3割前後を占めています。

これらのデータからは、福祉施設の2割から3割が、農業分野に関わっていることが分かります。

4. 福祉施設による農業分野の取組の実態

本研究では、収集した事例を①一般農家・農業生産法人等、②社会福祉法人・NPO法人等、③特例子会社と3分類し、これまでに①8件、②9件、あわせて17件についての実態調査を行っています。

実態調査では、農作業が障害者の身体、精神に良い影響があるということで、農業分野の取組を始めた社会福祉法人等が多く見られます。

こうした施設では、近年は、障害者の収入を高めるための就労活動、地域の農業を守る社会貢献の活動として、次第に農業への取組を本格化させています。

例えば、第2図に示すように、福井県のある農業生産法人は、農業に本格的に取り組むために、社会福祉法人から独立して、設立されました。この農業生産法人は、母体組織である社会福祉法人に、農作業や農産加工の作業を業務委託し、10人前後の知的障害者が、農作業等に取り組んでいます。

障害者が農作業等を行う際には、福祉施設の職員が同行し、障害者に作業の指示を出しつつ、職員自らも作業にたずさわります。障害者の健康管理も、福祉施設の職員が行っています。

一方で、県内外にある福祉施設や医療施設は、この農業生産法人が生産する米や野菜等の農産物を日

常的に購入しています。

農業生産法人が、障害者に就労の場を提供し、社会福祉法人が、障害者の就労をサポートする。さらには、社会福祉法人等が、障害者就労を通して生産された農産物を安定的に購入する。この連携によって、双方は、経営を安定させながら、障害者就労に継続的に取り組むことができます。

近年では、地域の高齢化した農家が、水田や畑、果樹園の維持管理をこの農業生産法人に依頼することが増えています。

農業生産法人と農作業を請け負う社会福祉法人の連携による障害者就労は、地域の農業生産の維持・拡大に貢献しています。

5. 福祉と農業の連携による課題の解決と農村活性化

しかしながら、実態調査では、社会福祉法人等が、その取組の当初、農業に関する知識不足等から、数々の問題を抱えていることも分かりました。

例えば、農業技術や農業経営に関する知識の習得、農業機械・設備の整備に問題を抱えていた事例が散見されます。また、農地利用に対する関係者間の合意形成の難しさや知識不足等から、農地の確保に苦労した事例も見られます。

しかし、その後、先進的な取組では、地域の農業者と福祉関係者が連携することで、お互いの知見、設備等を有効に活用し、こうした課題を解決してきています。

その結果として、前述のように、障害者とそれをサポートする福祉施設の職員が、福祉行政のもとで、農業分野で多数就労しています。

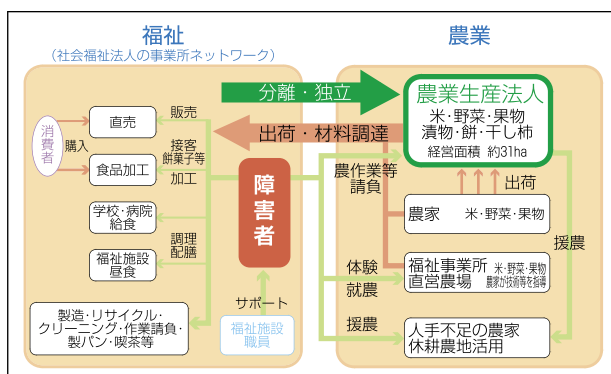
障害者が、高齢化した農家の農地を活用して農業に取り組んだり、農家を援農したりと、地域の農業生産に貢献しているのも特徴です。

さらには、豊富な労働力を活かして、農産物の直売や加工・調理に多角的に取り組みながら、地域の農業者や消費者と積極的に交流する例も見られます。

6. おわりに

地方では、地域経済が停滞する中で、雇用等の場の確保が困難な状況が続いており、今後、社会福祉法人等の農業分野への進出・拡大や多角化が増加すると見込まれます。また、農業者の高齢化が進み、農業生産者の不足も深刻化していくと考えられます。

このため、社会福祉法人等の農業分野への進出が、地域における就労の場の拡大や農業生産の維持・拡大に結びつくよう、農業と福祉が連携し、農業分野における障害者就労の課題を解消していくことが、今後、益々重要になっていくと考えられます。



第2図 農業と福祉の連携事例

【関連文献】 今回の研究については、以下のURLを参照いただきたい。

農林水産省プレスリリース: <http://www.maff.go.jp/j/press/kanbo/kihyo01/101203.html>

実態調査の詳細な報告: <http://www.maff.go.jp/primaff/koho/press/index.html>

韓国^①のFTA, EPAの状況と農政

国際領域上席主任研究官
研究調査官

會田 陽久
樋口 倫生

1. はじめに

韓国では90年代以降、経済の国際化が急速に進展し、農産物輸入が増加するとともに農業構造の転換が進んだ。その後の各政権にとっては、経済の国際化と農業の存続を如何に整合させるかが重要な政策課題であり、農業に厳しい環境を強いながらも農業を守るということが基本的立場であった。

現在の李明博政権も農業を産業として維持するという立場に変わりはないがFTA, EPA締結による農業などの縮小よりも工業分野の貿易振興によるGDP増大を重視している。

一方、農民からは国際化に対し当初より強い反対意思が示され、FTA締結で一層拍車がかかった。04年の韓チリFTA締結時には、全国からトラクターでソウルに乗り入れることを試みたほか、国会前で全国農民連帯（各地の農民団体の連合体）によるデモが行われ、国会批准に反対し政府に再交渉を要求した。

07年の韓米FTAやその後の交渉では、盧前大統領は大統領直属の「韓米FTA締結支援委員会」を設けて、前副首相を責任者に任命して交渉を推進し、交渉中に各生産者団体等の反対派の説得のために公聴会を200回以上開催し、交渉の透明性確保に努めているが、批准に強く反対するデモが続いている。

2. 経済の国際化と国内農業対策のスタート

経済の国際化の中で農業構造の転換を指向することとなった第一歩としては、89年の『農漁村発展総合対策』による農業近代化のための諸施策を挙げることができ、その根拠法である『農漁村発展特別措置法』は90年4月に公布された。93年のウルグアイラウンド妥結後には、いくつかの対策法案が立案され、その後、FTA締結が経済政策の主要課題となる現

在に至るまで多くの投融資計画等が実施されている。

その中でも特に注目すべきものは、03年に開放経済政策による被害農家を救済する目的で発表された総額8兆3千5百億円^(注)（119兆ウォン、計画期間04～13年、参考図の青い囲み）の投融資計画である。この計画は、当初、ウルグアイラウンド後の農産物市場開放への対策として策定されたが、その後FTA対策として捉えられるようになった。

3. 各種FTA締結と国内農業対策の概要

現在、発効済みFTAの相手国は、最初の交渉国のチリ、ASEAN、シンガポール、ヨーロッパ自由貿易連合（EFTA）、インドであり、署名済みで未発効の相手は、米国、EUである。交渉中は、湾岸協力会議、オーストラリア、ペルー、日本、カナダ、トルコ、メキシコ、コロンビア、ニュージーランドである。

チリとのFTAでは、04年に『FTA履行特別法』を制定し、以後7年間で上述した119兆ウォン投融資（図）の中で840億円規模（1.2兆ウォン）の対策費を計画している。このFTAにより直接被害を受けることが予想される果樹部門の競争力を高め農家経営を安定させると同時に、価格の低下で実際に被

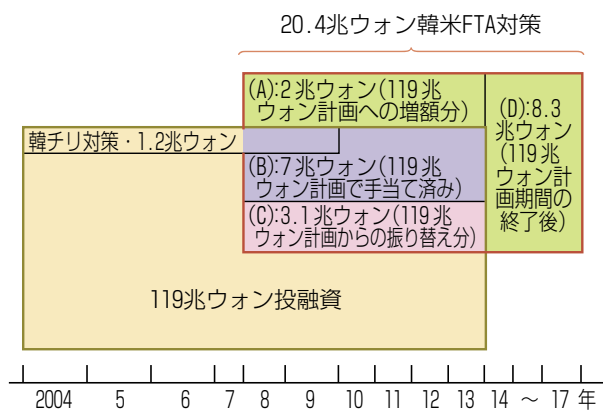


図 119兆ウォン（8兆3500億円）投融資とFTA対策事業との関係

害を受けた場合には一定の補填を行うことになっている。特に、チリ産ブドウと生産時期が競合し、最も被害が大きいと予想されたハウスぶどうは、現在のところ被害補填直払制は一度も実施されておらず、大きな被害は生じていない。

(1) 米国とのFTA締結

農業に最も大きな影響を及ぼすと予想されている米国とのFTAは、07年4月に妥結した。この協定では、多くの品目が関税撤廃品目となったが、コメ及びコメ調製品は韓国の関税撤廃除外品目となった。また、現行関税が維持されるオレンジ、脱脂・全脂粉乳、練乳、食用馬鈴薯、食用大豆、天然蜂蜜に対しては、輸入割当が設定された。

韓米FTA締結による韓国農業の被害は、特に、畜産と果樹部門で大きく、国内農業の縮小による生産額の減少予測は、初年度に725億円の被害が出ると試算されており、その影響は極めて大きい。

国内対策としては、『自由貿易協定締結による農漁業者等の支援に関する特別法』を含む19法案を制定し、農業投融资事業として、総計1兆4千280億円（20.4兆ウォン、参考図の赤い囲み）の予算を計画している。この投融资によって、農業の体質改善や品目別競争力の強化を図り、さらに被害農家への補填等、廃園支援などが実施されるほか、農村資源の産業化や農村生活条件の改善及び農村観光需要拡大、都市住民などの農業投資を促進する「農村活性化推進事業」も予定されている。

なお、昨年11月に米国オバマ大統領が訪韓した際に行われた首脳会議で、07年に妥結したFTA交渉内容について再度交渉が行われ、米自動車メーカーの韓国市場参入問題と米国産牛肉への制限問題が話し合われたが、最終合意に至らなかった。

(2) EUとのFTA締結

07年5月に交渉を開始した韓EU FTAは、2年2カ月で妥結に至った。韓国では、EUからの精密機器、農畜産物等の流入拡大による国内産業への打撃が懸念されており、農業ではやはり米国と同様に、主に畜産、果樹部門の影響が大きいと予測されている。但し、最もセンシティブな品目であるコメについては関税化除外品目とし、米国とのFTA同様に、国内市場を守った。なおコメはEUにとっても除外品目であり、この点は興味深い。

被害が大きいとされる畜産、果樹について主要な品目の譲許内容を確認しておく、温州みかんは関

税の現状維持を確保した。しかしオレンジは、季節関税を設定できるが、無関税割当を設けることになり、ハウスみかんや済州島ミカンの被害が予測される。ブドウについては、出荷期の季節関税を17年で撤廃することになり、長期的には輸入増大による生産の減少が危惧される。

畜産は、牛肉が15年、鶏肉が13年、豚肉が10年で関税撤廃することにしており、撤廃までの期間が比較的長めに設定されている。しかしながら、単年度で169億円から222億円の被害が想定されている。

以上のような被害への国内対策としては、競争力を高めるための『韓・EU補完対策』が準備されている。韓EU FTA発効に備えて施行が必要な事業予算67億600万円を10年度予算に反映させた。支援事業では豚肉の生産性を高め輸出拡大を目指し、養鶏、肉牛生産においても合理化による競争力強化を計画している。

なお、韓国国会の批准同意と欧州議会での批准同意を前提にした暫定発効は、本年7月1日になっている。韓国政府は、韓EUFTAの総合的な対策を発表することになっている。

4. むすび

我が国は、昨年11月に『包括的経済連携に関する基本方針』を閣議決定し、今後、アジア太平洋地域において積極的にFTA/EPA交渉を主導していくことを発表した。韓国は、我が国より先行して、米国、EUとのFTA締結を目指し交渉を進め、EUについては本年7月に暫定発効することとなっているほか、米国との交渉も大詰めを迎えている。このことは韓国が、北東アジアにおける自由貿易の流れのハブになるという役割を確立し、経済構造の改革と産業競争力を強化することが必要と考えている現れである。米国とEUのFTA締結がそのための一手段であり、経済成長に結びつくという評価である。

FTA締結により最も負の影響が出ると予想される農業部門では、コメ等の非関税化を守りながら、畜産、果樹部門については、財政投融资を行うことにより近代化、合理化し、国際競争に耐えられるものへと進展させるとの戦略をとっている。

韓国政府の、農業に犠牲を強いながら自由化を進める政策が、韓国経済全体にどのような影響を与えるか引き続き調査分析を進めていきたい。

注. 為替レートは、1ウォン=0.07円（2010年9月1日時点）で計算し、以下、ウォン表示を円表示に変えた。

害を受けた場合には一定の補填を行うことになっている。特に、チリ産ブドウと生産時期が競合し、最も被害が大きいと予想されたハウスぶどうは、現在のところ被害補填直払制は一度も実施されておらず、大きな被害は生じていない。

(1) 米国とのFTA締結

農業に最も大きな影響を及ぼすと予想されている米国とのFTAは、07年4月に妥結した。この協定では、多くの品目が関税撤廃品目となったが、コメ及びコメ調製品は韓国の関税撤廃除外品目となった。また、現行関税が維持されるオレンジ、脱脂・全脂粉乳、練乳、食用馬鈴薯、食用大豆、天然蜂蜜に対しては、輸入割当が設定された。

韓米FTA締結による韓国農業の被害は、特に、畜産と果樹部門で大きく、国内農業の縮小による生産額の減少予測は、初年度に725億円の被害が出ると試算されており、その影響は極めて大きい。

国内対策としては、『自由貿易協定締結による農漁業者等の支援に関する特別法』を含む19法案を制定し、農業投融资事業として、総計1兆4千280億円（20.4兆ウォン、参考図の赤い囲み）の予算を計画している。この投融资によって、農業の体質改善や品目別競争力の強化を図り、さらに被害農家への補填等、廃園支援などが実施されるほか、農村資源の産業化や農村生活条件の改善及び農村観光需要拡大、都市住民などの農業投資を促進する「農村活性化推進事業」も予定されている。

なお、昨年11月に米国オバマ大統領が訪韓した際に行われた首脳会議で、07年に妥結したFTA交渉内容について再度交渉が行われ、米自動車メーカーの韓国市場参入問題と米国産牛肉への制限問題が話し合われたが、最終合意に至らなかった。

(2) EUとのFTA締結

07年5月に交渉を開始した韓EU FTAは、2年2カ月で妥結に至った。韓国では、EUからの精密機器、農畜産物等の流入拡大による国内産業への打撃が懸念されており、農業ではやはり米国と同様に、主に畜産、果樹部門の影響が大きいと予測されている。但し、最もセンシティブな品目であるコメについては関税化除外品目とし、米国とのFTA同様に、国内市場を守った。なおコメはEUにとっても除外品目であり、この点は興味深い。

被害が大きいとされる畜産、果樹について主要な品目の譲許内容を確認しておく、温州みかんは関

税の現状維持を確保した。しかしオレンジは、季節関税を設定できるが、無関税割当を設けることになり、ハウスみかんや済州島ミカンの被害が予測される。ブドウについては、出荷期の季節関税を17年で撤廃することになり、長期的には輸入増大による生産の減少が危惧される。

畜産は、牛肉が15年、鶏肉が13年、豚肉が10年で関税撤廃することにしており、撤廃までの期間が比較的長めに設定されている。しかしながら、単年度で169億円から222億円の被害が想定されている。

以上のような被害への国内対策としては、競争力を高めるための『韓・EU補完対策』が準備されている。韓EU FTA発効に備えて施行が必要な事業予算67億600万円を10年度予算に反映させた。支援事業では豚肉の生産性を高め輸出拡大を目指し、養鶏、肉牛生産においても合理化による競争力強化を計画している。

なお、韓国国会の批准同意と欧州議会での批准同意を前提にした暫定発効は、本年7月1日になっている。韓国政府は、韓EUFTAの総合的な対策を発表することになっている。

4. むすび

我が国は、昨年11月に『包括的経済連携に関する基本方針』を閣議決定し、今後、アジア太平洋地域において積極的にFTA/EPA交渉を主導していくことを発表した。韓国は、我が国より先行して、米国、EUとのFTA締結を目指し交渉を進め、EUについては本年7月に暫定発効することとなっているほか、米国との交渉も大詰めを迎えている。このことは韓国が、北東アジアにおける自由貿易の流れのハブになるという役割を確立し、経済構造の改革と産業競争力を強化することが必要と考えている現れである。米国とEUのFTA締結がそのための一手段であり、経済成長に結びつくという評価である。

FTA締結により最も負の影響が出ると予想される農業部門では、コメ等の非関税化を守りながら、畜産、果樹部門については、財政投融资を行うことにより近代化、合理化し、国際競争に耐えられるものへと進展させるとの戦略をとっている。

韓国政府の、農業に犠牲を強いながら自由化を進める政策が、韓国経済全体にどのような影響を与えるか引き続き調査分析を進めていきたい。

注. 為替レートは、1ウォン=0.07円（2010年9月1日時点）で計算し、以下、ウォン表示を円表示に変えた。

アジア・太平洋地域の貿易構造

国際領域上席主任研究官 河原昌一郎
国際領域主任研究官 井上荘太郎
国際領域主任研究官 明石光一郎

アジア・太平洋地域は、地理的にはアメリカ西海岸からオセアニア、インド洋を含む広範な地域をその範囲とします。この地域の特徴は、各国間に多くの場合は海が介在し、歴史的、文化的に多様であって、ヨーロッパのEUのような地域全体を覆うような国家連合的組織が存在しないことです。

しかしながら、近年では、この地域においても、ASEANと日本、中国等がそれぞれFTAを締結するいわゆる「ASEAN+1」の形での経済連携が進展するとともに、ASEANを中心とした各種フォーラムが重層的に形成されるようになっていきます。

この地域の主要な貿易国は「東アジア首脳会議」(ASEAN+6)の構成国でもあるASEAN諸国、日本、中国、韓国、インド、オーストラリア、ニュージーランドであり、また、アメリカは政治・経済的にこの地域で大きな役割を果たしています。このため、本研究では、以上のASEAN諸国+7カ国を対象として、その相互の貿易関係、貿易構造等进行分析しました。

これらアジア太平洋諸国間の貿易の近年の大きな特色は、中国の著しい貿易増加がこれら諸国間の貿易構造等の最大の変動要因となっているということです。

2003年と2008年(いずれも3年平均値。以下同じ。)の比較でみると、中国がASEAN諸国との貿易額を増加させて貿易結合度を高めたことによって、2003年では日本、ASEAN、アメリカで形成されていた貿易グループが、2008年では日本、ASEAN、アメリカに中国を加えた新しい形での貿易グループの形成が見られるようになっていきます。

アジア太平洋諸国間の貿易構造の大きな規定要因となっているのは中国の「加工貿易」です。中国の「加工貿易」は機械・電機を対象として行われ、日本およびASEAN諸国から部品、半製品を輸入し、中国で加工した完成品をアメリカに輸出することを基本的な構造としています。「加工貿易」は中国の貿易全体の約半分を占め、そのほとんどは外

資企業によって担われています。したがって、「加工貿易」は中国の技術力を反映するものではありません。2003年から2008年にかけて中国の対米「加工貿易輸出」は急増し、アメリカの貿易赤字の最大の要因となっています。こうした中で、人民元のUSドルに対するレートは実質的に固定化されたままとなっているので、今後とも中国の対米貿易黒字が続けば、為替レートの見直しが求められることとなります。

中国は、この時期に一方では鉱物・資源の輸入を大きく拡大させており、2008年の輸入額は2003年の約5倍となりました。国別ではオーストラリアからの輸入が大きく伸びており、2008年のオーストラリアの鉱物・資源の輸出の3分の1が中国向けとなっています。

日本は、アジア太平洋諸国間の貿易では、農水産物、鉱物・資源を輸入する一方で、中国、ASEANを加工貿易の輸出拠点として利用するという貿易形態をとっています。ただし、同地域内における中国の貿易拡大によって、日本の貿易シェアは減少しました。

アメリカは、同地域の貿易では、農水産物以外の品目はすべて輸入超過となっており、同地域での巨大な市場を提供しています。同地域の貿易、経済の発展はアメリカ市場の存在によるところが大きいのです。なお、アメリカ市場への輸出についても、中国が輸出シェアを大きく拡大させています。

(本研究は、平成22年度行政対応特別研究「アジア、太平洋諸国における経済連携に関連した貿易構造等の分析」の一環として行ったものです。)

(文責：河原昌一郎)

韓国におけるコメ市場開放の影響 —ミニマムアクセスを中心に—

主任研究官 樋口 倫生

はじめに

周知のように、韓国は日本同様、コメを主食とする国であり、農業部門において稲作は非常に重要な産業といえます。しかし所得の増加とともに、食生活の洋風化が進み、その消費量は年々減少しています。さらに1995年からミニマムアクセス（以下、MA）米の輸入を行っており、このような輸入の増加や消費の減退に直面して、過剰供給の問題が顕在化しています。それ故現在、関税化受け入れや生産調整の導入方法について様々な場で検討されています。本稿では、以上のような韓国におけるコメの懸案事項について、特にMA米に注目し、コメの国内需給に与える影響を与えているのかを観察しました。

1 コメの在庫

コメの自給率をみると、100%を達成した1975年以降、その水準をほぼ維持しており、国内自給に成功したといえます。しかし需要の減少やMA米の増加に直面して、米価の低下や在庫量の増大を招来することになりました。2009年からコメの在庫が急増しており、08年の68万トンから、09年に100万トンとなり、2010年の在庫量は150万トン近くになるといわれています。

2 MA米

韓国は、ウルグアイラウンド交渉で、1995年から2004年の10年間、コメの関税化を猶予されましたが、毎年一定量を拡大させるMA米を受け入れました。2004年には、この関税化特例措置の延長を希望し、利害当事国との議論を通じて、交渉を妥結させました。この結果、2005年から2014年の10年間は継続して関税化を猶予されるが、MA米の拡大と主食用の国内販売を追加的に提供することを約束しました。

3 市場開放に備えた国内対策

韓国は、2004年に関税化猶予の交渉を進める間にも、輸入米の国内市場への影響を最小限に抑えるた

め、同年2月に、農業・農村総合対策と119兆ウォン投融资計画を連係させたコメ産業総合対策を発表しました。交渉終了後の2005年7月には、改編されたコメ所得補填基金法をもとに従来のコメ所得補填直接支払制を改善し、また新たな糧穀管理法を根拠に米価支持政策の一手段である秋穀買入制を廃止し公共備蓄制を導入しました。

4 コメの生産調整

過剰在庫問題に対処する方法の一つとして、生産調整が考えられます。この生産調整は、2003～2005年の3年間に一時的に実施されていました。2006年以降、生産調整を中断していましたが、過剰在庫問題で、2010年になってモデル事業として再開されました。この事業は、2011年から3年間、本格的に実施されることが発表されました。

5 MA 米増加の国内市場に対する影響

過剰在庫問題に対処するための別の方法は、コメの関税化を受け入れて輸入数量を一定水準に固定することです。韓国のMA米を含むコメ輸入拡大の影響分析は、韓国農村経済研究院（KREI）で活発に行われており、長期的に在庫量は、関税化を早期に受け入れるほうが小さくなると予測しています。

まとめ

近年において韓国では、コメの自給率をほぼ100%に維持しつつも、いくつかの要因によって、米価の低迷や過剰在庫問題が発生しています。このため、本年から生産調整を再開しています。コメの関税化については、MA米の関税化猶予に固執すると、関税化を受け入れる場合よりも、長期的には在庫量が大きくなるというシミュレーション結果が示されています。

以上のような状況で、関税化の受け入れあるいは効果的な生産調整の実施方法等が様々な場で議論されています。今後韓国政府が、どのようにして、この非常に難しい問題に対処していくのか、注視しておく必要があります。

農区を核とした長門市三隅地域の営農体制の確立と ネットワーク化 ―山口県の集落営農の方向性とは―

山口県長門農林事務所 依頼研究員 吾郷 智之

はじめに

山口県長門市三隅地域では、昭和50年代に旧町内を7ブロックに分けた「農区」制度が発足しましたが、平成に入ると当初の理念から後退し、農区制度の機能は転作の配分調整が主なものとなりました。そうした中、経営所得安定対策等大綱が決定されたことを契機に、農区制度を生かしつつ三隅地域全域をカバーできる体制整備を図り、設立された法人の早期経営安定のため土地利用型作物の効率的な取組や経営安定・多角化が喫緊の課題であったことから、法人組織のネットワーク化による効率化を推進し、三隅地域の永続的な営農体制の整備が図られました。

山口県では、集落営農法人等を核とした産地構造への改革及び設立された特定農業法人（平成22年8月末：88法人）の経営確立・安定化を図るため、複合化・多角化を積極的に推進し、持続可能な担い手確保・育成に取り組むことが喫緊の課題となっていることから、長門市三隅地域の事例をモデルとして山口県の集落営農の今後の方向性について検討を行いました。

1 山口県の現状

県土の約7割が中山間地域であり、基幹的農業従事者のうち65歳以上の割合は74.1%、平均年齢は全国平均を大きく上回る69歳に達しています（2005農林業センサス）。

また、耕作放棄地も増加し、米価も下落する中で、県内食料自給率も全国平均を下回っていることから、山口県は全国の農村がいずれ経験する現実を先駆けて体現しており、県内食料自給率の向上が急務であることが言えます。

2 農区と支援センター

昭和50年代に山口県長門市三隅において、行政主体により地縁的な数集落で構成された、7つの農区が形成され、ブロックローテーションの実施等効率的な営農体制が構築されました。

しかし平成5年を境に、転作緩和やJA広域合併に伴う機械銀行の活動停止により農区機能は低迷し、各地区の状況把握も困難になりました。

そのような状況の中、平成13年に行政による働き

かけと農家からの要望により、農家の相談窓口として地区農業支援センターが設置されることとなりました。

3 集落営農法人の設立と成果

平成16年以降の各種対策への対応として、支援センターを核として組織経営体の育成が図られ、地域農業の維持・継続に向けた取組が行われました。三隅地区では今一度農区を見つめ直し、農区を単位として営農体制の再整備に向けて活動を実施しました。

支援センターで各農区の熟度に応じた支援を実施した結果、5つの特定農業法人が設立され、現在では、「商品としてのものづくり」を基本とした、結びつき米や大豆等の生産が行われるようになりました。

4 法人間の連携

平成20年8月に「商品としてのものづくり」を主体として、長門管内法人及び特定農業団体で構成する長門大津地区農業法人連絡協議会が設立され、各種研修会が実施されています。

5 3階建営農の提案

設立された法人では、複合化・多角化が進んでいますが、従事分量配当が基本となっており、単独法人では周年雇用に向けた収益と場を供給するに至っていないのが現状です。そのため、既存の「守り」の集落営農の機能に加え、年金未取得者等若者に対し、魅力的な（儲ける）経営体となる為に、「攻め」の機能として法人協議会が任意組織からのステップアップを図り、新たな人材雇用の場や集出荷団体として3階部分の機能を付加することが求められると考えられます。

おわりに

長門の事例より、山口県には集落営農法人を核とした農業構造への転換と集落営農法人を核とした産地構造への改革が求められます。

「学校・店・病院」を最小エリアとした守りとしての集落営農の上に、魅力ある「経営体」としての法人協議会とそれに係る各種機能の付加については、今後も地域で検討を行いつつ支援を行う必要があると考えられます。

農業分野における排出量取引制度： ニュージーランドにおける制度設計

食料・環境領域研究員 澤内 大輔

1 はじめに

ニュージーランドでは、温室効果ガス（GHG）排出量削減のために、2008年よりGHGの排出量取引制度（NZ ETS：New Zealand Emissions Trading Scheme）が開始された。NZ ETSの特徴の一つに、メタンや一酸化二窒素といった農業分野からのGHG排出も対象とした制度である点があげられます。本報告では、文献調査およびニュージーランド農林省などへのインタビュー調査をもとに、NZ ETSにおける農業分野由来GHGの取り扱い概要、制度設計の経緯、制度実施による影響などについて報告しました。

2 ニュージーランド排出量取引制度の概要

2002年11月、ニュージーランド政府による地球温暖化対策の取組を規定したClimate Change Response Act（CCRA2002）が成立しました。その後、CCRA2002の修正を繰り返し、2008年9月からNZ ETSが導入されています。NZ ETSはキャップ・アンド・トレード型の排出量取引であり、対象となった企業は、自社のGHG排出量を算定・報告し、それと同等量の排出枠（NZU）を政府に提出することが義務づけられます。NZUは政府が発行しており、有償（1NZUあたりNZ\$25）で配分するほか、一部産業に対しては無償で配分されます。

NZ ETSは、京都議定書に定められているすべてのGHG排出／吸収源からのすべてのGHGを対象とした排出量取引制度です。とはいえ、制度の実施は、段階的に対象範囲を広げていく方式をとっており、農業分野由来のGHGについては2015年1月から本格的にNZ ETSに組み込まれることになっています。

3 農業分野由来GHGの取り扱い

ニュージーランドでは、農林業における温暖化緩和策として、排出量取引制度以外にも、環境税や肥料等の使用制限などが検討されてきました。しかし、2008年9月には、京都議定書など国際的な枠組みに整合的な制度である点などを重視して、農業分野由来GHGを排出量取引制度の枠組みで取り扱うことが決められました。

2010年10月現在では、一部の規程はまだ定められていない段階ですが、現段階でのNZ ETSにおける農業分野由来のGHGの取り扱いの特徴は以下の通りです。

第1に、GHG排出量の算定・報告やNZUの入手・提出といった義務は、乳業メーカー、と畜業者、肥料メーカーなどの加工業者段階（以下、加工業者と略）に課せられている点です。実際にGHGが排出

されている農家ではなく、加工業者がGHG排出量を管理することで、NZ ETSの参加者数を大幅に抑えることが可能になり、検証・確認作業にかかる行政コスト節減等の効果が見込まれます。

第2に、GHG排出量の算定には、活動量と排出係数を用いた簡易な方法が用いられている点です。これは、生乳処理量や食肉加工量などの活動量に、活動量1単位あたりのGHG排出量である排出係数を掛け合わせることでGHG排出量を算定するものです。この算定方法は、加工業者が持っている経営情報のみで対応可能であるため、GHG排出量算定にかかるコストの削減に資するものと考えられます。

第3に、加工業者が政府に提出すべきNZUの90%相当を政府が無償で加工業者に配分する点です。これにより、加工業者は実質的にGHG排出量の10%分のみに対してNZUの入手・提出の義務を負うことになります。

このように、NZ ETSにおける農業分野由来GHG排出の取り扱いでは、加工業者による農業分野由来のGHG排出量管理や簡易なGHG排出量の算定方法採用などの工夫により、制度実施に伴う取引コストを削減する取組が見られました。しかし同時に、これらの取組では、個別の農家によるGHG排出量削減のインセンティブが乏しく、農家段階でのGHG排出量削減が促進されない恐れがあります。また、簡易な方法により算定されたGHG排出量は、実際の排出量や国連に報告するインベントリの排出量と異なる値になることも考えられます。

2015年からの農業分野由来GHGも含んだNZ ETSの本格実施によって、加工業者は①加工業者自体の業務に由来するGHG、②農家が使う燃料に由来するGHG、③農業分野由来のGHG（メタン、一酸化二窒素）に関わるコストを負担することになります。この影響に関して、ニュージーランド農林省や乳業メーカーによる乳製品を対象にした試算では、乳固形分1kgあたり4～7セント程度の生産コスト増が見込まれています。

4 おわりに

本報告で見てきたNZ ETSにおける農業分野由来GHGの取り扱いでは、制度の実行可能性を重視し、加工業者によるGHG排出量の管理や簡易なGHG排出量算定方法の採用など取引費用削減に資する取組が見られました。我が国においても、同様の方策を用いることで農業分野由来のGHGの取引対象化が可能になるとも考えられます。とはいえ、GHG排出量算定の正確さや農家レベルでのGHG排出量削減インセンティブが損なわれかねないことも示唆されたものと考えます。

タイ農業の動向と農業政策

国際領域主任研究官 井上 荘太郎

はじめに

ASEAN諸国の中でもタイは、農産物の輸出額が大きく、わが国との経済的な関係も深い重要な国です。現在のタイ農業は、経済成長に伴う都市と農村部門との所得格差の拡大や、グローバル化下での国際競争の激化という問題に直面しています。この報告では、近年のタイ農業に関する情報を整理するとともに、2009年に導入された新しい政策（タイ語では農家所得保証政策）について検討しました。

1 農業の動向

(1) 生産動向

タイの農業は粗放的な生産で知られています。しかし農地の拡大は既に困難になっており、近年では、多くの品目で土地生産性の向上が見られます。

米では、雨季作米の単収増加が顕著です。一方、灌漑地で栽培され単収水準の高い乾季作米では、作付面積が増加することで生産量が増加しています。トウモロコシやキャッサバ、サトウキビなどのその他の主要な作物でも土地生産性の増加が観察されます。

(2) 輸出動向

タイ農業の大きな特徴は、海外の需要変化に対する柔軟な対応力です。ベトナムなどの新興の輸出国が登場している中で、タイは輸出品の高付加価値化を図りながら市場競争力を維持しています。

タイの輸出農産物の上位品目は、ゴムとゴム加工品、米、魚類、エビ、木材、果物、砂糖、鶏肉、キャッサバ等です。過去10年以上、上位品目の顔ぶれは変わっていませんが、内訳を見ると、香り米の急速な拡大、冷凍鶏肉から調理済みの加工品へのシフト、エビの品種の変化、生鮮用果実輸出の拡大などの動きが観察され、輸出市場の変化に合わせた様々な対応がタイ農業の中で起きていることが分かります。

2 農業政策

(1) 経済成長と農業・農村政策の拡充

経済成長により国内の所得格差が広がったことに加えて、1990年代以降、政治の民主化が進み、都市と農村間の格差是正と農村の貧困問題への対策を求める力が強くなりました。そうした中、2001年に登場したタクシン政権は、輸出振興と内需拡大を両立させるというデュアルトラックポリシーを標榜し、農業・農村政策の拡充を図りました。

(2) 農家所得保証政策の導入

米価については、アメリカのマーケティングローンに似た価格支持制度である担保融資制度の下で、

タクシン政権以降、価格支持の水準が高く維持されるようになりました。しかしこれは、政府にとって大きな財政負担となりました。また、市場メカニズムの歪曲による経済厚生への損失、密輸、流通業者等による不正など、様々な問題が指摘されるようになりました。

担保融資制度の抱えたこうした問題を解決するために、2009年に米、トウモロコシ、キャッサバを対象にした新しい農業政策が導入されました。

この新政策は、契約上限付きの不足払い政策の一種と考えられます。上限量は米の場合1戸当たり20トン程度です。生産農家は上限量の枠内での生産量について、政府による保証価格と参照価格（実際には輸出価格）との差額を支給されることになります。この差額支払いは、契約農家の実際の市場販売額とは無関係に行われます。そのため、生産した米の多くを自家で消費する小規模層でも、契約生産量に応じた不足払い額を受け取ることができます。つまりこの政策は小規模な農家に対する所得再分配政策という性格を有しています。

一方、不足払いの対象となる1戸当たりの上限量が設定されていることで、財政負担の削減が期待されます。上限量を超えた生産能力を持つ大規模層の生産量は、政府による保証価格ではなく、あくまで市場価格に反応して決定されることになります。そのため、この新しい制度の下では、市場メカニズムが作用し、需給が調整されることが期待されます。

初年度である2009/2010年度の財政支出は、導入時点では約330億バーツ程度と想定されましたが、実際には547億5000万バーツとなりました。それでも旧担保融資制度に比べて、半減に近い財政負担の削減になりました。一方、この政策に参加した農家は、72.3%が新制度に満足していると評価しており（担保融資制度のほうが良いと評価した農家は17.2%）、初年度はある程度順調に滑り出したと考えられます。2年目になる2010/2011年度では、制度の改善策として、栽培面積を過剰に登録する不正契約の防止対策の導入などが検討されています。

おわりに

工業化が進み中所得国の段階にあるタイは、農家の保護と農産物の輸出競争力の維持・向上を両立させるという課題に直面しています。この報告で紹介した新しい政策（農家所得保証政策）は、同様の課題に直面している途上国の農業政策の展開の方向としても注目されると思います。

★ ホームページ掲載案内 ★

「定例研究会」のご案内

●「定例研究会」とは

当所研究員が研究成果等について報告し、参加者からいただいた意見やご質問等を研究にフィードバックさせるなど、相互の研究交流を促進し、研究の活発化と研究水準の向上を図ることを目的としている研究会です。

●「定例研究会」のお申し込み方法

参加を希望される方は、FAXまたは農林水産政策研究所ホームページ（<http://www.maff.go.jp/primaff/>）の右端の「開催案内・概要」のボタンから、お名前（ふりがな）、所属、連絡先（電話またはメールアドレス）をご連絡ください。



月2回発行

メールマガジン「農林水産政策研究所ニュース」のご案内

当研究所はメールマガジン「農林水産政策研究所ニュース」を発行し、当研究所の研究活動に関する情報を分かりやすく、タイムリーに発信しています。

●「農林水産政策研究所ニュース」の内容

講演会・研究会の開催案内、開催報告、当研究所の研究成果情報、刊行物の新刊情報
etc・・・

※「農林水産政策研究所ニュース」の配信登録をされた方には、当研究所が開催する講演会・研究会のご案内も別途配信させていただいています。

●「農林水産政策研究所ニュース」の登録方法

農林水産政策研究所ホームページ（<http://www.maff.go.jp/primaff/>）右端の「メールマガジン」のボタンからご登録をお願いします。

担当：農林水産政策研究所企画広報室 榊・前川
Tel: 03-6737-9012
Fax: 03-6737-9098



「温故知新 — 消えた「食」からの再考とヒント —

《講師》小泉武夫客員研究員（食文化論者、東京農業大学名誉教授）

日時／平成22年9月30日（木）午後1時半から
場所／農林水産省講堂

私は、日本や世界の食べ物について、いろいろ記録をしてきました。この中には、今の日本にあるとおもしろそうなものが、いくつも消えてしまっています。このような食べ物について、今回ご紹介していきたいと思います。

■ 甘 酒

12、3年前までは多くの人がその存在を忘れていた甘酒が、最近売れているといいます。私は8年前、NHKの「人間講座」という番組で「発酵は力なり」と題した講演を行い、甘酒についても話をしました。江戸時代後期～幕末頃に、江戸時代の風俗、事物を説明した「守貞謄稿^{もりさだまんこう}」という本がありますが、この中に江戸では夏に甘酒が売れるという記述があります。夏場の死亡率が高かったと言われていた江戸時代は、現代のブドウ糖やアミノ酸、ビタミン類を点滴するという体力の落ちた人への治療と同じような効果を夏場の甘酒ははたしていました。甘酒に含まれるアミノ酸などは天然なので、壊れにくいばかりでなく吸収もいいものでした。

1杯6文（注：時代によって異なるが、1文は今の20～30円程度）で飲める甘酒は、まさに国民の飲み物であったようです。

これからの甘酒の売り方ですが、糖分を豊富に含む甘酒は、疲労回復に効果があるので、スキー場などで売ったらよいと思います。

■ 平安時代の酒

東京農業大学で教鞭を執っているときに、平安時代の「延喜式」という書物に書かれた謎の酒を現代

によみがえらせようと、部下に研究をしてもらったことがあります。その酒とは、米麴だけでなく麦芽で米（餅米、うるち米）と粟を糖化してからアルコール発酵をさせるという、日本で唯一の方法で造られる酒で、三種糟^{さんしゅそう}という酒です。麦芽を使うことは奈良時代に日本に入ってきたものですが、室町時代に新しい酒造りの方法が考案され広まるとこの酒は姿を消してしまいました。

■ 平安時代の醤油

酒と同じように、平安時代の醤油は4種類あり、現代よりも種類が多かったようです。当時は穀醬^{こくびしお}という現代の醤油の先祖や魚醬^{うおびしお}という魚を原材料に用いた醤油だけでなく、鴨などの肉を使った醤油（肉醬^{ししびしお}）や野菜や果物を原料にした醤油（草醬^{くさびしお}）といった醤油がありました。草醬を作る際に使用した野菜は漬け物になりました。今日、賞味期限切れの野菜が毎日廃棄されていますが、これを草醬に利用することにより、環境に優しい野菜の有効利用になるのではないかと思います。

中国の雲南省の村では、タケノコを使った我々のよく使っている醤油によく似た醤油を作っています。

■ 六条豆腐

私は、昔のことが知りたくなったら、その時代の本を読むようにしています。例えば、江戸時代の本の中に「豆腐百珍」、「豆腐百珍続編」、「豆腐百珍余録」などの書物があります。その中には、様々な豆腐の食べ方が紹介されていますが、この中から現代人が忘れてしまった使い方をする「六条豆腐」というものを紹介します。この豆腐は、今でも京都でわ

農林水産政策研究所は、新たに複雑な問題に総合的な助言をいただくため、第一線で活躍されている多様な分野の専門家を客員研究員としてお迎えしています。

日本は地域ごとに気候風土が異なるだけでなく地理的にも多様性に富んでいるところから、古来よりこの国特有の食材やそれを用いた加工法などがあり、独自の食文化をつくってきました。

そこには、日本人の奥深い知恵と発想が繊細に織り込まれていたのですが、これらのすばらしい食文化の中には、文献にわずかに残っているだけで、消えてしまったものも多いといわれます。

このたび、食文化論者で東京農業大学名誉教授の小泉武夫客員研究員に「温故知新—消えた「食」からの再考とヒント—」と題して、歴史上消えてしまったすばらしい食べものや料理法などを幾つか挙げていただき、それを現代の食生活に復活あるいは活用できるかなどを検証していただく講演会を開催いたしました。

ずかに作られています。薄く切った豆腐に塩をまぶし、炎天下で干して堅くしたもので、カンナで削ると鯉節のようになります。これを吸い物の実や酢の物として食べられていました。また、中国の雲南省に発酵豆腐というものがあります。沖縄にも、豆腐とうふ鯉ようというおいしい食べ物があります。熊本でも豆腐の味噌漬けというクリーミーでおいしい豆腐の発酵食品があります。現代の日本人は、チーズを食べる民族となってきたので、豆腐を使ってチーズのような風味のある食品を作るべきではないでしょうか。

■紙餅

江戸時代には、紙を食べていたと聞くと、皆さんは驚くかもしれません。その頃、紙は貴重品でしたので、炭が滲んだ和紙はこよりや障子紙として使われましたが、実は紙餅という食べ物にもなっていました。使い古した和紙を3日ほど水に漬け、炭を抜いたものをたたいて繊維をつぶし、葛と味噌と和えて餅のようにかたまりにしたものを天日で干し、味噌汁の具として食べていました。良質の食物繊維を含む紙餅は、便秘にとっても効果があったでしょう。このように、紙餅は、生活に密着した食べ物として受け継がれてきたといえます。

■碁石茶

微生物によって発酵させたお茶は、プーアル茶など世界にはたくさんありますが、今の日本には高知県大豊町の碁石茶1種類しかありません。碁石茶の作り方は、まず蒸したお茶の葉を筵に広げ、カビを付け、次に、カビのついたお茶の葉を、蒸すときに使ったお湯とともに桶に入れて発酵させます。こ

のとき、乳酸菌による発酵で酸味のある味わいとなります。最後に、発酵したお茶の葉を小さな固まりにして乾燥すると黒く堅くなり

ます。この姿が碁石に見えることから碁石茶と呼ばれています。このお茶でお茶漬けを食べると、爽やかな酸味で非常においしく食べられます。最近ウーロン茶の消費が伸びている日本では、微生物による発酵茶を作ると良いと思います。中国から大量に入ってきているウーロン茶に代わり国産のお茶の消費量も伸びると思います。

まだまだ話し足りないのですが、時間が来てしまいました。本日はありがとうございました。

本公演概要の詳細は当所HPに掲載されております。どうぞアクセスしてみてください。

<http://www.maff.go.jp/primaff/meeting/gaiyo/seminar/2010/0930.html>

今回は趣向を変え、事例報告と小泉先生のコメントからなるセミナーを開催します。ふるってご参加下さい。

日時：平成23年1月21日（金） 13：30～
場所：農林水産政策研究所セミナー室
（前回と場所が異なります。ご注意ください）

テーマ：有機性廃棄物の大規模コンポスト化と、それを用いた有機農業の実情と今後の展開



ドングリとセレブタ

国際領域主任研究員

松田 裕子

イベリコ豚商品が激増している。しゃぶしゃぶ、ホルモン、とんかつ、メンチカツバーガーに豚丼、ふりかけまで！本場スペインも真っ青の出血大サービスだ。

「イベリ子豚」と勘違いしている人も多いようだが、スペイン原産のイベリコ豚は、爪まで黒い黒豚である。ハモン・イベリコ（jamón ibérico）という生ハムが有名で、スペイン語で「黒い肢」を意味するパタ・ネグラ（pata negra）とも呼ばれる。ハモンは豚の後肢であり、前肢はパレタ（paleta）というが、この2つは似て非なるものであり、脂のつき方も風味も、それゆえ値段も大きく異なる。量販店などでは、パレタがハモンとして並んでいたり、爪が黒く塗られた偽装パタ・ネグラが売られていることも珍しくない。



こうした食品偽装を防ぎ、伝統あるイベリコ豚生産を保護するため、2007年、スペイン農業省はイベリコ豚製品の4つの品質基準を規定した。同時に、消費者が嗜好に応じて選択できるよう、製品名称＋血統＋餌の種類の3つを表示することが義務付けられた。その品質を決定するのは血統と肥育方法であり、とりわけスペイン西部を中心とした一部のエリアにのみ存在する、広大なセイヨウヒイラギガシ等

の原生林（デエサ：dehesa）のドングリを餌にした放牧（モンタネラ：montanera）の有無に依存する。

このモンタネラによって生み出された最高級のベジョータ（de bellota：ドングリ）は、深紅の肉に真っ白なサシ、A5の松阪肉と見紛うほどの霜降り、ドングリ由来の独特の風味、かむほどに湧き出してくる甘み、口の中で溶けだす熟成された芳醇な脂。オレイン酸やリノール酸を豊富に含むその脂は、どこかさらっとして「肢のついたオリーブオイル」とも形容される。



ただし、必ずしもイベリコ豚＝ドングリ豚ではないことにご注意を！というのも、最も品質の低いセボ（de cebo）のように、豚舎で飼育され、一粒もドングリを食べていない50%交雑豚でも、「イベリコ豚」を名乗ることができるからである。

さて、このコラムを書いていたら、実家の両親にどうしても一度ベジョータを食べさせたくなくて、ネット注文してしまった。世界中のグルメ食材と偏った情報が氾濫している今日、本当に必要になるのは、消費者の目利きである。逆に、ブランドポークも口に合わなければ、何の価値もない。果たして、両親の反応はどうだろうか？

『ヨーロッパの町と村 そのデザイン、アメニティ、プランニング』

井上 裕・井上浩子 著

農業・農村領域上席主任研究官 中山 雅章



『ヨーロッパの町と村 そのデザイン、アメニティ、プランニング』

著者／井上裕・井上浩子

頁数／286ページ

出版年月／2006年6月初版第1刷

2010年1月初版第2刷

発行所／株式会社グラフィック社

ヨーロッパの農村を訪れて、まず、感じることは、その美しさと居心地の良さである。街並みや個々の建築物といった線や点の美しさのみならず、より広く面として美しい。また、村の中を歩き、村の人の生活の様子をみていると、居心地が良く、ここに「住んでみたい」、「暮らしてみたい」との想いが込み上げてくる。日本の農村とは、歴史や風土などは大きく異なるが、まちづくり、むらづくりの面で参考になることが多いように思える。

この本は、日本に居ながらして、ヨーロッパの町と村の美しさ、暮らしやすさを体験させてくれるとともに、ヨーロッパの町や村の魅力の源泉とその要因（そして、日本のまちづくり、むらづくりとの違い）について、理解を深めてくれる。

本書の内容を紹介しよう。まず、ヨーロッパの町や村の誕生・発展の歴史を振り返った上で、地域別に5つのグループに分けて、131の町や村の実例が美しい、多くの写真で紹介されている。また、それぞれの紹介の合間に、著者がアメニティづくりにおいて最重要と考えている4つの要件、「街並みの保存」、「車社会への対応」、「観光との共存」、「地域施設整備のあり方」についての解説が挿入されている。これら解説のパートには、日本のまちづくり、むらづくりの常識に潜む問題点に光をあてたコラムも設けられている。最後に、ヨーロッパの地域づくりに重要な役割を果たすプランニングの仕組みが、実例に沿って、詳しく紹介されている。

紹介されている131の町や村をみると、それぞれが個性的で興味あふれるとともに、国や地域の持つ多様性にも驚かされる。イギリス、湖水地方のワールドベック、村の中心部の遠影や趣のある建物や橋の美しい7点の写真、「…村はずれにヴィレッジ・グリーンと池があり、村の教会、牧師館、古いコテージ、村に1軒だけ残ったパブ、再建された水車小屋、住宅に改造された昔のビール醸造所などが点在している。今でも清らかな小川の流れが印象的だ。教会の近くに建つ…」との村の由来・歴史、様子等を紹介した文章等から、しっとりして心地よい雰囲気がかがわれ、心惹かれる一方、スペイン、アンダルシア地方のモンテフリオの、アテネのアクロポリスを思わせる急峻な丘の上に建つ教会とその下に広

がる村という印象的な景観、オリーブ畑と白い家々に代表される乾いた地域の感触にも心が奪われる。

この本はコラムも魅力的だ。ヨーロッパと

日本のまちづくり、むらづくりを比較する中で、日本における問題点について実体験に裏打ちされた具体的な知見が簡潔に述べられている。「最もやってはいけない都市計画」、「資材置場や倉庫などの醜いものはどこにあるのか」、「公共駐車場の整備が街並み保存と観光客の増加をもたらす」、「ヨーロッパでの小売・外食の全国チェーンや大型小売店のつくられ方」、「公共施設整備の基本：町や村から離れた孤立した施設はつくらない」等、タイトルをみただけでも読みたくなる。例えば、ヨーロッパの農村が面としての美しさを保っている理由の一つにつながる「資材置場や倉庫などの醜いものはどこにあるのか」の答えは、「道路沿いではなく、普通は幹線道路を走る車からは見えないように、少しわき道に入った所にある。そして、このわき道には、用のない車が入ってこないような工夫がしてある。」である。美しさを保つため、智恵を使い、手間とお金をかけているのである。

最後に、著者は、ヨーロッパにおいて、町や村の伝統的な街並み景観を守り、生活環境の魅力を高める上で、不可欠な手段となっているのが、プランニングであり、プランニングの制度や運用の実態は、日本とは比べものにならないほどに厳しいものであるといった趣旨のことを述べている。それでは、新たな規制を設けたり、規制を強化すれば、日本でもうまくいくのではと考えてしまうかも知れない。しかし、筆者が考えるに、地域整備や地域づくりの制度を支え、実効あるものにしていくのは、結局、地域の人達のその地域をどのようにしていきたいのかという思いである。本書のようなガイドに導かれ、一人でも多くの人達が実際にヨーロッパの美しい町や村を訪れ、その個性で生き生きとした姿と、それを支えている地域の人の思いや智恵に直接触れることが、紋切り型ではない地域に根付いた個性的な地域づくりの原動力になるのではないかと筆者は考えている。

研究活動一覽

「研究活動一覽」は、当所研究員の研究活動と研究内容や関心分野を、読者の皆様にタイムリーに提供することを目的としています。研究内容の詳細につきましては、直接担当研究員までお問い合わせください。

① 研究論文および雑誌記事等

著者名 (共著者を含む)	表 題	発表誌等	巻・号	発表年月
澤内大輔	矢部光保・両角和夫編著 『コメのバイオ燃料化と地域振興』	フードシステム研究	17.2	2010年9月
鈴木源太郎	農業法人における経営展開と企業間連携の実態 ー農業法人アンケート調査の分析結果よりー	『農業経営研究』	第48巻第2号	2010年9月
吉田行郷	小麦の国際価格下落後における国内産小麦需要の変化に関する分析	製粉振興	No.524	2010年8月

② 口頭発表および講演

講演者	講演演題	講演会名 (主催者)	講演開催年月日
金 起龍・澤内大輔・ 増田清敬・金子真也・ 吉田裕介・師 耀軒・ 山本康貴	地球温暖化による気温上昇が日本の農業生産に及ぼす経済的影響	環境科学会2010年会	2010年9月16日 ー17日
師 耀軒・棧敷孝浩・ 澤内大輔・山本康貴	人口減少時代に対応した国際観光政策の新展開に向けた基礎研究：外国語能力が外国人の観光行動に及ぼす影響分析を通じて	日本計画行政学会第33回全国大会	2010年9月10日 ー11日
鈴木源太郎	日本における都市農村交流の展開と小中学生を対象とした体験型教育旅行	中国武漢市視察団「都市と農業の協働的発展」訪日研修視察講義	2010年8月31日
高橋克也	スローフードによる直売支援	2010年度日本農業経営学会 第3分科会報告	2010年9月17日
吉田裕介・増田清敬・ 澤内大輔	わが国のバイオ燃料政策による国産バイオエタノール利用が気候変動緩和に及ぼす影響のLCA評価	日本計画行政学会第33回全国大会	2010年9月10日 ー11日

平成22年度農林水産政策研究所シンポジウム

地球温暖化対策と農業

—農業分野における温室効果ガス排出量取引に関する課題と展望—

基調講演

「低炭素社会と排出量取引制度」

植田和弘

京都大学大学院経済学研究科 教授

(中央環境審議会 地球環境部会
国内排出量取引制度小委員会 委員長)



講演・パネリスト

ジュリー・コリンズ(ニュージーランド農林省気候変動部門マネージャー)

ヨランダ・モウリッツ(オランダ経済・農業・技術革新省プログラムマネージャー)

キム・チャンギル(韓国農村経済研究院環境研究チーム長)

澤内大輔(農林水産政策研究所研究員)

荘林幹太郎(学習院女子大学国際文化交流学部教授)

※プログラムの詳細は、農林水産政策研究所HP(<http://www.maff.go.jp/primaff/>)をご覧ください。

平成23年2月2日(水) 13時~17時
(12時30分受付開始)

国連大学ウ・タント国際会議場 国連大学3階
(東京都渋谷区神宮前5-53-70)

申込締切日1月26日(水)

参加費無料

日英同時通訳

定員300名(事前申込制)



東京メトロ
表参道駅

B2出口より徒歩5分

JR渋谷駅

徒歩10分

ウ・タント国際
会議場

お申し込み・問い合わせ先

参加を希望される方は、FAXまたはインターネットにて下記の問い合わせ先までご連絡下さい。

 農林水産政策研究所

電話03-6737-9012(直)

FAX 03-6737-9600

<http://www.maff.go.jp/primaff/>

FAX申込記載事項: お名前(ふりがな)、ご所属、ご連絡先

※1. 定員に達した場合は締め切りますのでご了承下さい。

※2. いただいた個人情報については、シンポジウムの運営目的以外には使用致しません。

農林水産省

農林水産政策研究に関連する学会等の紹介

(2011年1月～3月開催)

開 催 大 会 等	主 催	開 催 日 時	開 催 場 所
2011 AEA Annual Meeting	American Economic Association	2011年1月6日(木) ～9日(日)	Denver Co.
日本オペレーションズ・リサーチ学会 平成23年春季研究発表会	日本オペレーションズ・ リサーチ学会	2011年3月17日(木) ～18日(金)	電気通信大学
日本農業経済学会2011年度大会	日本農業経済学会	2011年3月27日(日) ～28日(月)	早稲田大学早稲田キャンパス
平成23年度日本水産学会春季大会	日本水産学会	2011年3月27日(日) ～31日(木)	東京海洋大学品川キャンパス
日本地理学会 2011年春季学術大会	日本地理学会	2011年3月29日(火) ～31日(木)	明治大学

最近の刊行物

行政対応特別研究資料

2010年12月 子どもを対象とした農林漁家宿泊体験による農山漁村振興の実態と課題

行政対応特別研究〔二国間〕研究資料

第13号 2010年11月 平成21年度カントリーレポート
韓国, タイ, ベトナム

平成23(2011)年1月17日 印刷・発行

Primaff Review

農林水産政策研究所レビュー No.39



編集発行 農林水産省農林水産政策研究所
〒100-0013 東京都千代田区霞が関3-1-1
中央合同庁舎第4号館
TEL 03-6737-9000
FAX 03-6737-9600
URL <http://www.maff.go.jp/primaff>

印刷・製本 株式会社 美巧社

Primaff Review

